

令和6年度ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、Uターン促進による定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、町内で開催される同窓会に要する経費の一部について、令和6年度予算の範囲内において、ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 町内の小学校、中学校（統廃合前の学校を含む）又は高等学校

(2) 対象者 学校を卒業した者

(3) 同窓会 同一の学校を卒業した者を対象として開催される同窓会

(交付の条件)

第3条 補助金の交付の対象となる同窓会は、次の各号のいずれにも該当するものとし、当該同窓会を開催するための役員会等は含まないものとする。

(1) 町内で開催される同窓会であること

(2) 同窓会の出席者は10人以上であること

(3) 同窓会において、町の情報を発信すること

(4) 町が実施するアンケートに出席者全員が協力すること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が同窓会を開催するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷経費及び通信経費

(2) 町内の店舗、事業所に支払う同窓会の開催経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、以下のとおり

同窓会出席人数	補助金額
10人～19人	10,000円
20人～29人	20,000円
30人～39人	30,000円
40人～49人	40,000円
50人～	50,000円

ただし、補助対象経費の実支出額が当該合計額に満たないときは、補助対象経費の実支出額を限度とする。

2 同一の同窓会への補助金の交付は、年度内1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする同窓会の対象者は、

代表者1名を申請者とし、同窓会の開催予定日の14日前までに、令和6年度ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 同窓会開催計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 出席予定者名簿（様式第4号）
 - (4) 同窓会の案内状の写しその他開催内容が確認できる資料
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、規則第4条の規定により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、規則第9条の規定する実績報告について、同窓会開催後速やかに、ふるさと三戸同窓会開催支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 同窓会開催実績書（様式第6号）
 - (2) 収支決算書（様式第7号）
 - (3) 出席者名簿（様式第8号）
 - (4) 事業に要した費用の領収書等の写し
 - (5) 集合写真
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類を審査し、適当であると認めたときは、規則第10条の規定により、補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により町長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、当該申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき
- (3) その他町長が必要と認めたとき

（補助金の返還）

第12条 前条の取消しを受けた場合に既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行する。